

平成24年度

中部地方整備局コンプライアンス報告書

平成25年 7 月 中部地方整備局

平成24年度中部地方整備局コンプライアンス報告書

目 次

はじめに	…… P 2
1. 中部地方整備局におけるコンプライアンス推進体制・推進計画の取組	…… P 3
A. 取組の実施状況	…… P 3
(1) コンプライアンス推進本部等の設置	…… P 3
(2) コンプライアンス・アドバイザー委員会の設置	…… P 4
(3) 平成24年度中部地方整備局コンプライアンス推進計画の策定	…… P 4
B. 検証（評価）	…… P 5
2. 職員の意識改革に向けた取組	…… P 5
A. 取組の実施状況	…… P 5
(1) 幹部職員によるコンプライアンス意識の啓発	…… P 5
(2) 研修等におけるコンプライアンス講義の充実強化	…… P 6
(3) eラーニングシステム等の導入	…… P 8
(4) コンプライアンスミーティングの開催	…… P 8
(5) コンプライアンス情報の提供	…… P 9
(6) 発注者綱紀保持マニュアルの（改訂）周知	…… P 9
(7) 発注者綱紀保持に関するアンケート調査の実施	…… P 9
B. 検証（評価）	…… P 11
3. 入札契約プロセスの見直し及び情報管理の徹底	…… P 13
A. 取組の実施状況	…… P 13
B. 検証（評価）	…… P 13
4. 建設業界との適切な関係の確保	…… P 14
A. 取組の実施状況	…… P 14
(1) 建設業界に対し、推進計画の取組状況の説明	…… P 14
(2) 建設業界に対し、パンフレットの配布等による周知徹底	…… P 14
B. 検証（評価）	…… P 14
5. 監査機能の充実	…… P 15
A. 取組の実施状況	…… P 15
B. 検証（評価）	…… P 15
まとめ	…… P 16

はじめに

中部地方整備局では、平成17年に国土交通省直轄の鋼橋上部工事の発注に関して大規模な談合が行われていたことが明らかになったことを受け、中部地方整備局における発注者綱紀保持の徹底を図るべく、発注者綱紀保持委員会を設置するとともに、中部地方整備局発注者綱紀保持規程を制定した。

また、平成19年には、国土交通省直轄の水門設備工事を巡る談合事件に関し、国土交通省に改善措置要求等がなされたことを踏まえて、職員からの通報制度の整備や外部からの不当な働きかけに対する対応など、中部地方整備局発注者綱紀保持規程の改定等を行った。

さらに、平成20年に近畿地方整備局での発注事務における職員の不正行為事案を受けて、発注担当職員が業者と対応する際の厳格なルールの徹底に関して中部地方整備局発注者綱紀保持規程を改定し、「職場毎での定期的なミーティングや職員研修の充実」、「入札・契約事務の改善」などの取組を実施してきたところである。

こうした中、平成24年10月に高知県内における国土交通省発注の土木工事に関し職員が談合行為に関与していたとして、国土交通省は公正取引委員会から3回目の改善措置要求を受け、国土交通省全体としての改善措置を要請されることになった。

国土交通省はこの事態を深刻に受け止め、平成24年10月17日付けで直ちに実施すべき対策として「当面の再発防止対策」を緊急的に取りまとめた。

中部地方整備局ではこの「当面の再発防止対策」を踏まえて、平成24年度に行うべきコンプライアンスの推進のための取組を「平成24年度中部地方整備局コンプライアンス推進計画」として取りまとめ、その実施に努めてきたところである。

コンプライアンス推進計画の実施状況は、毎年度取りまとめて公表することとしており、本報告書は、平成24年度中部地方整備局コンプライアンス推進計画に基づき、平成24年度中に実施した取組を取りまとめ、その取組における評価を付したものである。

* 本報告書において、平成24年度コンプライアンス推進計画における再発防止の取組を、下線で示し、その後に実施状況を記載することとする。

1. 中部地方整備局におけるコンプライアンス推進体制・推進計画の取組

A. 取組の実施状況

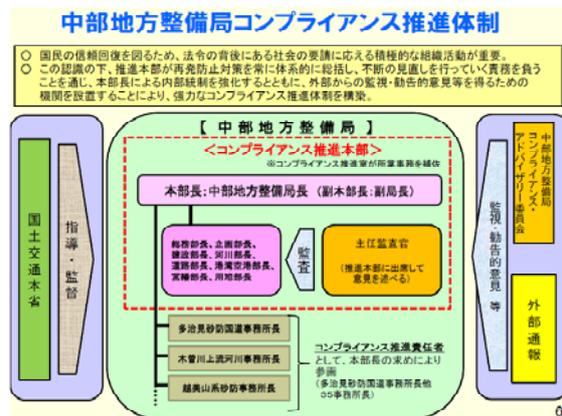
(1) コンプライアンス推進本部等の設置

中部地方整備局では、高知県内における入札談合事案を受けて国土交通省として直ちに実施すべき対策を緊急的に取りまとめた「当面の再発防止対策」を踏まえ、平成24年10月30日にコンプライアンス推進本部を暫定的に設置し、当面の再発防止対策等の確認を行った。

また、中部地方整備局におけるコンプライアンスの推進及びそのための内部統制の強化を図るため、平成24年11月16日には、中部地方整備局コンプライアンス推進本部規則を制定し、11月20日付けで、中部地方整備局長を本部長とする「中部地方整備局コンプライアンス推進本部」（以下「推進本部」という。）を設置した（なお、従来の「発注者綱紀保持委員会」は、推進本部及び（2）に示すコンプライアンス・アドバイザー委員会の設置をもって発展的に解消した）。

さらに、推進本部の決定により、推進本部の活動を補佐し推進計画を効果的・効率的に推進するために「中部地方整備局コンプライアンス推進室」（以下「推進室」という。）を設置した。

推進本部は、以下のとおり推進本部会議を毎月開催し、推進室からの報告等により推進計画の実施状況を把握し、中部地方整備局におけるコンプライアンス推進の強化を図ってきた。



第1回推進本部会議（H24. 11. 20）

議事：中部地方整備局コンプライアンス推進室設置について
再発防止対策の検証結果について
中部地方整備局コンプライアンス推進計画取組項目について

第2回推進本部会議（H24. 12. 11）

議事：平成24年度中部地方整備局コンプライアンス推進計画について
中部地方整備局コンプライアンス・アドバイザー委員会について

第3回推進本部会議（H25. 1. 29）

議事：中部地方整備局コンプライアンス推進本部活動状況報告について

第4回推進本部会議（H25. 2. 27）

議事：実施状況報告について

第5回推進本部会議（H25. 3. 26）

議事：平成24年度コンプライアンス推進計画の実施状況について
平成25年度中部地方整備局コンプライアンス推進計画について

（2）コンプライアンス・アドバイザー委員会の設置

中部地方整備局におけるコンプライアンスの推進及びそのための内部統制の強化を図るための年度毎の推進計画に、外部からの意見等を反映させるために、外部有識者で構成される「中部地方整備局コンプライアンス・アドバイザー委員会」を平成24年11月16日に設置するとともに、12月27日に第1回委員会を開催し、平成24年度の推進計画について意見等をいただいた。

平成25年4月18日には第2回委員会を開催し、平成24年度推進計画における取組の実施状況等を説明した上で、平成25年度の推進計画について意見等をいただいた。

委員会等でいただいた意見等は、その後の取組に様々な形で反映している。

○第1回委員会（H24. 12. 27 13:30～15:30 整備局中会議室）

出席委員：熊田委員長、加藤委員、住田委員、田島委員

議事：委員長の選出及び委員長代理の氏名について

平成24年度中部地方整備局コンプライアンス推進計画について

○第2回委員会（H25. 4. 18 10:00～12:00 整備局中会議室）

出席委員：熊田委員長、和田委員長代理、加藤委員、住田委員、田島委員

議事：高知県内における入札談合事案に関する調査報告書について

平成24年度中部地方整備局コンプライアンス推進計画の実施状況について

平成25年度中部地方整備局コンプライアンス推進計画について

中部地方整備局発注者綱紀保持規程及び同マニュアルの改正(案)について

（3）平成24年度中部地方整備局コンプライアンス推進計画の策定

「当面の再発防止対策」を受け、中部地方整備局では、年度当初に発注者綱紀保持委員会において決定した取組を取り入れた推進計画を策定し、コンプライアンスの更なる取組の強化を図った。

平成24年度の推進計画は、平成24年12月11日に開催された推進本部会議において決定し、平成24年12月27日に開催されたコンプライアンス・アドバイザー委員会に提示し、委員会の了承を得た。

本推進計画は、中部地方整備局インターネット及びイントラネットに掲載し公表するとともに、コンプライアンス推進責任者（事務所長等）を通じて全職員に対する周知を行った。

B. 検証（評価）

【自己評価】

コンプライアンス推進本部等及びコンプライアンス・アドバイザー委員会の設置については、本省から10月18日に発出された「当面の再発防止対策」に基づき迅速に行うことができた。

平成24年度のコンプライアンス推進計画は、高知県内における入札談合事案の原因・背景が明らかになる前の段階で「当面の再発防止対策」を踏まえ、当面緊急的に実施できる、職員の綱紀意識の徹底に関する取組、談合が発生しにくいシステムの導入に関する取組及び建設業界に対する周知の取組について定めたものである。

【アドバイザー委員会による評価】

平成24年度のコンプライアンス推進計画については、緊急的に策定されたものであるため、今回の高知の入札談合事案の原因・背景が明確になっていない状況において作られているが、今後、高知の事案の原因・背景を明らかにした上で、新たな再発防止対策を立てるべきである。

2. 職員の意識改革に向けた取組

A. 取組の実施状況

(1) 幹部職員によるコンプライアンス意識の啓発

① 局長から全職員に対して綱紀の保持や法令遵守に関するメッセージを送付して、コンプライアンス意識の啓発を図る。

中部地方整備局長は、高知の事案が明らかになった直後の平成24年10月18日、全職員に対して綱紀の厳正な保持に関するメッセージを送付した。

また、国家公務員倫理週間（12月1日から7日）を控えた11月30日には、中部地方整備局長から全職員に対し、コンプライアンス意識の啓発を図るよう改めてメッセージを送付した。

② 局長等幹部職員が幹部会、事務所長等会議において綱紀の保持や倫理規程に関する訓示を行って、職員のコンプライアンス意識の啓発を図る。

平成24年10月18日の緊急幹部会や10月22日の緊急事務所長会議において、中部地方整備局長は、綱紀の保持や倫理規程に関する訓示を行った。

また、毎月開催する幹部会議や管内事務所長会議等において、局長等本局幹部職員から平成24年度推進計画等の説明をしたほか、各種会議の場を通じてコンプライアンス意識の啓発を図った。

(2) 研修等におけるコンプライアンス講義の充実強化

①中部地方整備局で実施している研修カリキュラムに、コンプライアンスに関する講義を全課程に取り入れるなど次年度の研修計画を今年度中に見直す。

平成24年度中に中部地方整備局で実施した研修のうち、コンプライアンスの講義を含む研修は、12コース15講義（219人）であった。平成25年度においては、より多くの職員がコンプライアンス講義を受講する機会を得られるよう全課程である30コース33講義（約500人）においてコンプライアンスに関する講義を取り入れるよう研修計画を作成した。

平成24年度 研修実績表

№	研修日程(始)	研修日程(終)	研修コース名	研修種別	対象者	人 員 計 画
1	H24.4.2	H24.4.6	初任職員	(共) 総合	新規採用者	22
2	H24.4.16	H24.4.20	執行プロセス	(技) 教養	副所長	47
3	H24.5.7	H24.5.11	新任技術Ⅰ	(技) 総合	新規採用者 (1ヶ月経過)	14
4	H24.5.16	H24.5.18	テックフォーラス	(技) 専門	派遣職員 (4級)	18
5	H24.5.23	H24.5.25	経理事務	(事) 専門	一般・係長 (1～4級)	14
6	H24.5.30	H24.6.1	入札契約制度	(事) 専門	一般・係長 (1～4級)	20
7	H24.6.4	H24.6.8	新任係長(事務・技術)	(事・技) 総合	新任係長 (4級以上)	29
8	H24.6.13	H24.6.16	災害査定	(技) 専門	災害査定検査官 (4級以上)	16
9	H24.6.18	H24.6.22	用地事務(初級)	(事) 専門	用地担当 (1～4級)	15
10	H24.6.25	H24.6.29	新任係長(事務・技術)	(事・技) 総合	新任係長 (2～4級)	41
11	H24.7.4	H24.7.6	テックフォーラス	(技) 専門	派遣以外 (2～4級)	11
12	H24.7.9	H24.7.11	行政マネジメント	(事) 教養	事務副所長	7
13	H24.7.23	H24.7.27	河川管理	(技) 専門	係長層 (2～3級)	16
14	H24.9.5	H24.9.7	中堅係長(技術・上級)	(技) 総合	係長層 (5～6年目)	29
16	H24.9.10	H24.9.13	法律基礎	(事) 教養	採用後 (2～3年目)	6
16	H24.9.18	H24.9.19	総合技術マネジメント(課長級)	(技) 専門	課長層 (2～3年目)	8
17	H24.9.18	H24.9.21	富達行政(企画・審査)	(技) 専門	富達職員 (2～3級)	6
18	H24.9.24	H24.9.28	中堅係長(事務・技術)	(事・技) 総合	係長(3級) 2～3年目	35
19	H24.10.10	H24.10.12	地域計画・地域連携	(共) 専門	一般・係長 (1～3級)	18
20	H24.10.15	H24.10.19	計画	(技) 教養	採用後 (5～6年目)	9
21	H24.10.23	H24.10.26	管理職員	(事・技) 総合	管理職 4級以上	13
22	H24.10.30	H24.11.2	管理基礎(河川)	(事・技) 教養	採用後 (5～6年目)	11
23	H24.10.30	H24.11.2	管理基礎(道路)	(事・技) 教養	採用後 (5～6年目)	13
24	H24.11.5	H24.11.9	初任事務・技術Ⅱ	(事・技) 総合	新規採用者 (6ヶ月経過)	21
25	H24.11.12	H24.11.14	土地収用	(共) 専門	係長層等 (2～4級)	16
26	H24.11.15	H24.11.16	総合技術マネジメント(係長級)	(共) 専門	係長層 (4～5年目)	14
27	H24.11.19	H24.11.22	管理職員	(事・技) 総合	管理職 4級以上	17
28	H24.11.26	H24.11.30	建設技術	(技) 教養	採用後 (2～3年目)	22
29	H24.12.3	H24.12.7	道路管理	(技) 専門	係長層 (2～3級)	17
30	H24.12.5	H24.12.7	中堅事務	(事) 教養	採用後 (5～6年目)	10
31	H24.12.10	H24.12.14	電気通信計画	(技) 専門	電通職員 (1～2級)	8
コンプライアンス関係受講者数 計						219

平成25年度 研修実施計画総括表(案)

№	研修日程(始)	研修日程(終)	研修コース名	研修種別	対象者	人 員 計 画
1	H25.4.1	H25.4.5	初任職員	(共) 総合	新規採用者	7
2	H25.5.13	H25.5.17	新任技術Ⅰ	(技) 総合	新規採用者 (1ヶ月経過)	5
3	H25.5.22	H25.5.24	入札契約制度	(事) 専門	一般・係長 (1～4級)	16
4	H25.5.27	H25.5.29	科理実務	(事) 専門	一般・係長 (1～4級)	13
5	H25.5.29	H25.5.31	テックフォーラス	(技) 専門	派遣職員 (3級)	25
6	H25.6.3	H25.6.7	用地事務(初級)	(事) 専門	用地担当 (1～4級)	14
7	H25.6.5	H25.6.7	災害査定	(技) 専門	災害査定検査官 (4級以上)	10
8	H25.6.10	H25.6.14	新任係長(事務・技術)	(事・技) 総合	新任係長 (2～3級)	26
9	H25.6.19	H25.6.21	テックフォーラス	(技) 専門	派遣以外 (2～3級)	21
10	H25.6.24	H25.6.29	新任係長(事務・技術)	(事・技) 総合	新任係長 (2～4級)	46
11	H25.7.3	H25.7.5	土地収用	(共) 専門	係長層等 (2～4級)	18
12	H25.7.22	H25.7.26	河川管理	(技) 専門	係長層 (2～3級)	14
13	H25.9.9	H25.9.13	中堅係長(事務・技術)	(事・技) 総合	係長(3級) 2～3年目	45
14	H25.9.17	H25.9.20	富達行政(企画・審査)	(技) 専門	富達職員 (1～4級)	10
15	H25.9.18	H25.9.20	用地事務(上級)	(事) 専門	用地担当 (2～4級)	24
16	H25.9.25	H25.9.27	総合技術マネジメント(課長級)	(技) 専門	課長層 (2～3年目)	20
17	H25.9.30	H25.10.1	監査	(共) 専門	一般・係長 (1～3級)	15
18	H25.10.2	H25.10.4	地域計画・地域連携	(共) 専門	一般・係長 (1～3級)	20
19	H25.10.8	H25.10.11	管理職員	(事・技) 総合	管理職 4級以上	該当者
20	H25.10.15	H25.10.18	管理基礎(河川)	(事・技) 教養	採用後 (5～6年目)	15
21	H25.10.15	H25.10.18	管理基礎(道路)	(事・技) 教養	採用後 (5～6年目)	15
22	H25.10.21	H25.10.25	マネジメント(係長級)	(技) 専門	係長層 (4～5年目)	26
23	H25.10.29	H25.10.31	管理職員	(事・技) 総合	管理職 4級以上	該当者
24	H25.11.5	H25.11.8	法律基礎	(事) 教養	採用後 (2～3年目)	10
25	H25.11.11	H25.11.15	道路管理	(技) 専門	係長層 (2～3級)	20
26	H25.11.18	H25.11.22	初任事務・技術Ⅱ	(事・技) 総合	新規採用者 (6ヶ月経過)	7
27	H25.11.25	H25.11.29	建設技術	(技) 教養	採用後 (2～3年目)	25
28	H25.12.2	H25.12.6	計画	(技) 教養	採用後 (5～6年目)	20
29	H25.12.4	H25.12.6	中堅事務	(事) 教養	採用後 (5～6年目)	15
30	H25.12.9	H25.12.13	機械技術(上級)	(技) 専門	機械 (2～3級)	12
コンプライアンス関係受講者数 計						500

(注) 該当者数表示は、H24の人員数で計上

②職員全員にコンプライアンスの講義等を受講させることを目的として、平成23年度から実施している出前講習会の受講率が、100%となることを目指す。また、外部講師による講習会を実施する。

平成22年度末までのコンプライアンス研修未受講者（1,522名）を対象として本局から全事務所に職員を派遣して実施する「出前講習」は、平成23年度は801名に対して講習を実施したが、平成24年度は残りの721名に対して本局を含め26回の出前講習を実施し、12月末現在で全職員の受講が完了した（受講率 100%）。

外部講師による講習会については、住田正夫弁護士を講師に迎え平成24年6月25日及び9月28日に幹部職員（局長、副局長、各部長、事務所長及び本局課長クラス以上）を対象とした講習会を実施した。

「あなたならどうしますか？コンプライアンス問題に接近、遭遇して」と題して、弁護士としての体験談を含めてコンプライアンス違反の防止策等を分かりやすく講義いただき、2回の講習会で139名が受講した。

また、平成24年10月29日には公正取引委員会中部事務所の職員を講師に迎え、発注事務を担当する係長以上の職員を対象に「入札談合等関与行為防止法」の講習会を実施し、本局及び各事務所から94名が受講した。



幹部職員向け講習会



「入札談合等関与行為防止法」講習会

③官公庁等の職員によるコンプライアンス不祥事事例集を作成し、研修や講習会等において活用する。

職員への綱紀保持の周知、コンプライアンス意識の啓発においては、不祥事例等により身近な問題として捉え学ぶことは効果的な方法である。

このため、官公庁等の職員による不祥事の概要や法令等の違反内容、処分内容等を記載した「コンプライアンス不祥事事例集」を作成し、平成25年2月に本局各部・各事務所に対して送付し所属職員へのコンプライアンス意識の啓発やコンプライアンスミーティング、講習会等での活用を促した。

(3) eラーニングシステム等の導入

職員の発注者綱紀保持規程に関する知識の徹底を図るため、研修の実施等に加え、職員がそれぞれの職場において、時間の制約なく必要な知識を習得出来るよう「eラーニング」のシステムを導入する。また、倫理週間において、WEBを用いた倫理規程に対する認識度のセルフチェックを実施する。これらのシステムをできるだけ多くの職員が利用してもらえるように周知を図る。

中部地方整備局発注者綱紀保持規程の基本事項等の確認を、自席でセルフチェックできる「eラーニング」システムを平成24年10月に導入した。各部・各事務所に対して利用促進の周知を行った結果、平成25年3月末現在で、2,138名(87.7%)の職員が利用し、発注者綱紀保持規程に関する知識の徹底が図られた。

また、12月1日から7日までの国家公務員倫理週間に合わせて、WEBを用いた倫理規程に対する認識度のセルフチェック(平成24年度国家公務員の倫理に関するアンケート調査)を、平成24年11月30日から12月28日までの期間で実施し、1,252名(48.9%)が利用した。

(4) コンプライアンスミーティングの開催

職員相互間でコンプライアンスに関する意見交換を行うことによる関係法令の遵守及び法令の背後にある社会的要請に応える意識の涵養を目的に、本局各部・各事務所の所属毎にコンプライアンスミーティングを2月に実施し、来年度からは4半期に1回程度実施する。

平成24年度第1回目のコンプライアンスミーティングは、「コンプライアンスと法令遵守」をテーマに、8月1日から10月15日までの期間で実施し、参加職員数2,461人(参加率96.2%)を数えた。

また、推進計画策定後の第4 4半期には、「業務上におけるコンプライアンス」をテーマに、平成25年2月1日から2月22日までの期間で実施し、職員2,457人の参加を得た(参加率96.2%)。

平成25年度のコンプライアンスミーティングに関しては、本局各部・各事務所の実態に即した、より身近なテーマを題材としたコンプライアンスミーティングを、4半期に1回程度本局各部・各事務所が主体となり実施することとし、本局各部・各事務所におけるコンプライアンス等の強化を効果的・効率的かつ自律的に推進するために、テーマ設定・実施方法等の作成をミーティングの実施主体である本局各部・各事務所で行うこととした。

(5) コンプライアンス情報の提供

コンプライアンスに関する最新の事例等の情報を適宜事務所等に提供する等、コンプライアンスに関する意識の高揚に向けた取組を継続する。

職員のコンプライアンス意識の高揚を図るためには、日頃の具体事例から法令遵守や法令の背後にある社会的要請、国民目線等を的確に学ぶことも効果的な方法である。このため、発注者綱紀、倫理、非違行為等に関するタイムリーな情報を、「コンプライアンス情報」として本局各部・各事務所に発信し、所属職員への啓発資料として積極的に活用する取組を実施している。

平成24年度は、コンプライアンス情報を以下の4回発信した。

- (H24. 4. 9) : 帯広の国有地勝手に売却 ～北海道開発局専門官懲戒免職～
- (H24. 9. 10) : 長野県警の2警官再逮捕 ～車両情報漏洩～
- (H25. 2. 21) : 受刑者の個人情報紛失 ～酔って電車乗車中～
- (H25. 3. 5) : 国家公務員倫理法違反により懲戒処分が行われた事案の概要

(6) 発注者綱紀保持マニュアルの（改訂）周知

中部地方整備局における公共工事等の発注事務に携わる職員が遵守すべき事項と職員の責務について、実務上のポイントを記載したマニュアルを法令等の改廃や実施事項の必要に応じ改訂し、職員に周知する。

高知県内における入札談合事案を受けて緊急的に取りまとめられた「当面の再発防止対策」を踏まえて、平成24年11月16日付けで中部地方整備局コンプライアンス推進本部及びコンプライアンス・アドバイザー委員会を設置したことに伴い、発注者綱紀保持規程及びマニュアルを一部改訂し、平成24年12月3日に各部・各事務所に対して周知を行った。

(7) 発注者綱紀保持に関するアンケート調査の実施

各職員における発注者綱紀保持規程等の認識状況の確認や今後の取組の参考とするために、今年度実施するコンプライアンスミーティング時にアンケート調査を実施する。

各職員における発注者綱紀保持規程等の認識状況の確認や今後の取組の参考とするためにアンケート調査を実施した。

アンケート調査は、平成25年2月に本局各部・各事務所の所属毎に実施したコンプライアンスミーティングに合わせて実施し、2,180人の職員から回答を得た（回収率85.4%）。

H24発注者綱紀保持に関するアンケート調査 報告書

(調査実施期間:H25 2/1~2/22)

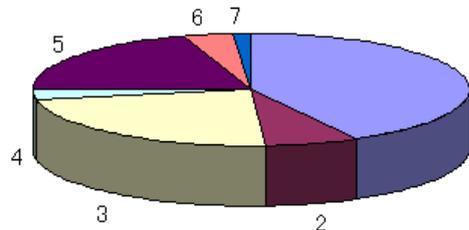
参加職員数 2,180 人
(全体職員数 2,553 人中)

回収率 85.4%

<各設問に対する回答内訳>

問1 研修又は出前講習で実施しているコンプライアンスにおいて、より詳しい説明が必要だと思う項目は次のいずれですか。一番必要だと思う項目を記入して下さい。

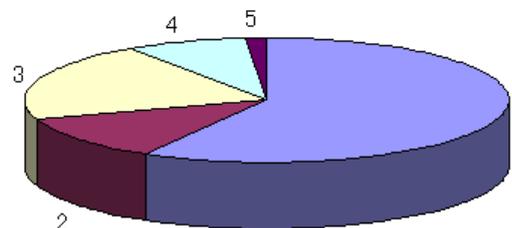
回答選択肢	回答数	比率
1 不祥事例の発生原因等	926	42%
2 談合に関与した場合のペナルティ	154	7%
3 事業者との対応方法	518	23%
4 内部報告制度	68	3%
5 不当な働きかけに対する対応	435	20%
6 倫理規程	82	4%
7 その他 ()	29	1%



*その他の回答 ・ 具体的な不祥事例の紹介
・ コンプライアンス違反となる項目について、具体的な業務との関連の説明

問5 コンプライアンスミーティングでは、どのような内容で実施すると良いと思いますか。

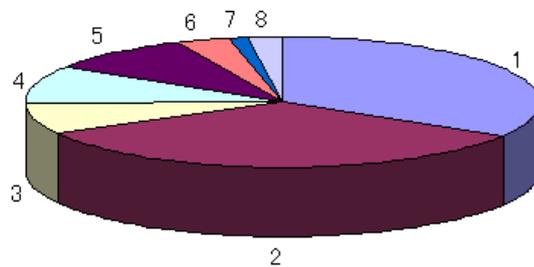
回答選択肢	回答数	比率
1 違反事例に学ぶ	1291	58%
2 コンプライアンス上のリスクについての議論	258	12%
3 職場の業務改善についての議論	456	21%
4 違反者が負うリスク・ペナルティ	177	8%
5 その他 ()	33	1%



*その他の回答 ・ 違反事例について、どう対応すべきであったかも加えて説明
・ 担当業務に関連する事例
・ 不当な働きかけに対する対応についての事例

問14 法令遵守や綱紀の保持といったコンプライアンスの一層の確保のためには、今後どのような取組を強化することが有効だと思いますか。最も有効だと思う取組を記入してください。

	回答選択肢	回答数	比率
1	コンプライアンスに関連する知識の修得	720	34%
2	コンプライアンス上のリスクや対応策に関する職場の議論	717	33%
3	入札契約システムの見直し	168	8%
4	情報管理の徹底	203	9%
5	コンプライアンスの取組に関する関連業界への周知徹底	195	9%
6	内部監査の強化充実	70	3%
7	公益通報制度の充実	28	1%
8	その他 ()	45	2%



- *その他の回答
- ・コンプライアンス違反に対するペナルティに関する認識を深めること
 - ・職場で、業務以外のいろいろな会話ができる環境作り
 - ・繰り返すことにより職員にコンプライアンス意識を持続させること
 - ・コンプライアンスを確保する為の職場環境の改善(打合せスペース、人員の確保)
 - ・コンプライアンスの確保が、業務上最優先することを組織として認識させる

回答内容を見ると、不祥事例の発生原因等について詳しい説明が必要といった意見や、事業者との対応方法・不当な働きかけに対する対応について、理解を深めたいという意見が多く、今後の取組において、それらに対する具体的な対応について周知・啓蒙していく必要がある。

また、ペナルティーに関する知識を深めたいという意見もあり、これに対する説明・講義等の取組も強化していく必要があることが判明した。

B. 検証（評価）

【自己評価】

幹部職員によるコンプライアンス意識の啓発については、メッセージの送付や各種会議の場を通じて実施できた。

研修等に関しては、平成25年度研修の全課程にコンプライアンスに関する講義を取り入れた。また、研修を受ける機会の少ない職員に対して出前講習を実施し、平成24年12月末で、100%の受講率となり、当初の目標を達成することができた。

外部講師による講習会については、幹部職員を対象とした講習会も含めて実施できた。

不祥事事例集については、国土交通省における不祥事事例一覧を作成し本局各部・各事務所に送付することができた。

eラーニングの受講については、平成25年3月末時点で87.7%の受講率となったが、100%に至らなかった点で、100%に至るまで繰り返し呼びかける努力や促し方の工夫が必要だったことや、また、eラーニングのシステム上、受講履歴、正解率が分かるものに改善すべきであるという課題も残った。

コンプライアンスミーティングについては、8月期のテーマを「コンプライアンスと法令遵守」として実施し、コンプライアンスは、法令を守るだけではなく、社会からの要請に応えることが必要であるという視点で、コンプライアンスの意味を深く考

える機会となった。また、2月期のテーマは「業務上のコンプライアンスリスク」として実施し、各職員が身近な業務遂行上のコンプライアンスリスクを考える機会となった。参加率がいずれも96.2%であり、ほとんどの職員が参加しているが、100%の参加を達成できていない点で、今後の反省材料としたい。

コンプライアンス情報については、今年度は年間で4回発信した。今後もタイムリーな情報提供に努め発信していきたい。

発注者綱紀保持マニュアルについては、推進本部及びアドバイザリー委員会設置に伴い一部改訂し、職員周知を行った。

アンケート調査の実施により、コンプライアンス情報や研修講義において「不祥事事例の発生原因等」についてのより詳しい説明が必要との意見が多く寄せられ、今までの取組の中で不足している点が明確になり、爾後の取組の参考として活用していく。

【アドバイザリー委員会による評価】

アンケート、コンプライアンスミーティング、及び不祥事事例集は、一般的なことではなく、具体例をあげて是か非かを問うことで、実際の行動に結びつけられる良い取組みである。

eラーニングについては正解率を把握して、間違いの多いものを研修していくような取組が有効ではないか。何故間違えたかを分析すれば具体的な対策に結びつく。また、eラーニングについては受講履歴を把握したり、理解度テストをやればさらにいいものになる。単にやらせるのではなく、職員の意識付けが必要であり、実効性のある有用なものにしていくべき。

発注担当者などの一定の役職につく職員に対して必ずコンプライアンスの研修を受講させるなどの取組が必要である。

3. 入札契約のプロセスの見直し及び情報管理の徹底

A. 取組の実施状況

本省において検討が進められている不正が発生しにくい入札契約制度への見直し等について、具体的な内容等について早急な検討を行い、順次、試行、本格実施へ移行することとする。また、機密情報の管理についても同様とする。

不正が発生しにくい入札契約制度への見直し等については、中部地方整備局の事務所において発注する工事について、高知県内における入札談合事案に関する調査報告書を踏まえ、入札・契約手続運営委員会資料における業者名のマスキングを徹底した。

また、次のとおり7事務所において以下の試行を実施した。

①入札書と技術提案書の同時提出

入札書と技術提案書を同時に提出させることで、技術評価点漏洩の防止を図る。

②予定価格作成時期の後倒し

予定価格の作成を入札書提出後にすることで、予定価格漏洩の防止を図る。

③技術提案書における業者名のマスキングの実施

技術提案書における業者名のマスキングを実施し、入札参加業者名を知る者の数を限定するとともに、特定の業者に対する不公正な評価及び情報漏洩を防止する。

事務所名	件名	工種	ランク	公告日
三重河川国道	H24波瀬川八太築堤護岸工事	一般土木	C	H25. 1. 22
静岡河川	H24富士海岸蒲原小金西離岸堤工事	一般土木	C	H25. 1. 30
飯田国道	H2419号贅川視距改良工事	一般土木	C	H25. 1. 29
静岡国道	H24静岡羽鳥地区道路建設工事	一般土木	C	H25. 1. 23
名古屋港湾	H25名古屋港灯浮標雑工事	港湾土木	B, C	H25. 2. 8
清水港湾	H25清水港灯浮標雑工事	港湾土木	B, C	H25. 2. 12
三河港湾	H24三河港防波堤(北)改良工事(その2)	港湾土木	B	H25. 2. 4

機密情報の管理については、入札契約手続委員会で審議する資料等の確実な管理について、各事務所に対して周知・徹底を図った。

B. 検証（評価）

【自己評価】

入札・契約手続運営委員会資料における業者名のマスキングを徹底した。

入札契約手続の見直しに係る試行を開始した。試行にあたっては、現在は電子入札システムが対応していないため、書類の作成・送付等の手間がかかっており、電子入札システムの早期の改良を図る。

平成25年度も引き続き試行を継続し、実施状況を踏まえつつ所要の改善を行った上で、本格実施に移行する予定である。

【アドバイザー委員会による評価】

試行結果の成果なり、評価を踏まえて本格実施していくこと。

4. 建設業界との適切な関係の確保

A. 取組の実施状況

(1) 建設業界に対し、推進計画の取組状況の説明

建設業界に対して、推進計画に基づく整備局の取組をいろいろな機会を通して説明する。

高知県内の入札談合事案を受けて緊急的に取りまとめられた「当面の再発防止対策」を踏まえて設置したコンプライアンス推進体制や中部地方整備局コンプライアンス推進計画及びその取組について、建設業界との意見交換会の場等で説明・周知を行った。

【実施状況】

12月：6回…「(社)日本建設業連合会中部支部」ほか意見交換会等
1月：3回…「(社)日本道路建設業協会中部支部」ほか意見交換会等
2月：6回…「(一社)愛知県建設業協会」ほか意見交換会等
3月：7回…「(一社)日本建設機械施工協会中部支部」ほか意見交換会等
合計：22回実施した。

(2) 建設業界に対し、パンフレットの配布等による周知徹底

建設業界に対して、一般競争参加資格の認定時の機会に発注者綱紀保持のパンフレットを配布等して発注者綱紀保持の取組を周知徹底する。

平成25・26年度競争参加資格審査において、一般競争参加資格認定通知書を送付する際に発注者綱紀保持のパンフレット（約11,000枚）を同封し、中部地方整備局の発注者綱紀保持に関する取組みの周知及び協力依頼を行った。

B. 検証（評価）

【自己評価】

建設業界との意見交換会の場等において、職員が繰り返し、周知・説明を実施した。

【アドバイザー委員会による評価】

業界への説明は、職員が実際に顔を見せて実施することで、伝わるものも多いので、直接に職員が個々の会社に対して説明することが大切である。

5. 監査機能の充実

A. 取組の実施状況

内部監査の充実

全ての事務所を対象に、コンプライアンスの取組状況及び入札契約関係文書の管理等を監査事項とした内部監査を充実する。

平成24年度監査計画に基づき、平成24年12月までに管内の14事務所を対象に、発注者綱紀保持・官製談合防止の取組状況、入札契約手続き委員会の実施状況、発注方式・入札方式・執行手続きの妥当性、予定価格の作成・保管状況等の項目について、監査を実施した。

B. 検証（評価）

【自己評価】

年度当初の監査計画に基づいて、14事務所において、発注者綱紀保持に係る項目について監査を実施した。

10月の高知の談合事案を受けて、その後の監査は、入札契約手続における機密情報の取扱のほか、所内講習会、業者との接触ルールの徹底について、より強化して実施し、事務所の取組を明らかにできた。

【アドバイザー委員会による評価】

特に指摘はなかった。

まとめ

平成24年度中部地方整備局コンプライアンス推進計画は、前述のとおり、高知県内における入札談合事案に関して公正取引委員会からの改善措置要求等を受けたことを受け、平成24年10月18日に国土交通省として直ちに実施すべき対策を緊急的に取りまとめた「当面の再発防止対策」を踏まえて、平成24年12月11日付けで策定したものである。

平成24年度推進計画は、「職員の綱紀意識の徹底に関する取組」「談合が発生しにくいシステムの導入に関する取組」「建設業界に対する周知に関する取組」を定めたものであるが、本推進計画に記載した全ての取組は概ね達成することができた。

しかし、本推進計画の取組のみをもって、入札談合への関与行為を根絶するには十分でないことは、高知県内における入札談合事案に係る原因・背景を明らかにした上で、必要な対策を検討し、今後の推進計画に反映させることが必要であるとのアドバイザー委員会からの提言にもあるように明白である。

このため、平成24年度推進計画における取組状況等を確認し自己評価し、外部有識者からなるコンプライアンス・アドバイザー委員会からの提言等を踏まえ、高知県内における入札談合事案に係る再発防止対策に則って、平成25年4月23日付けで平成25年度中部地方整備局コンプライアンス推進計画を策定したところである。

平成25年度においても、中部地方整備局は新たな推進計画の下、組織一丸となってコンプライアンスを徹底し、国民の信頼回復に向けた取組を強力に推し進めていくこととする。